

地域包括支援センター職員配置にかかる常勤換算方法の導入について

1 趣旨

地域包括支援センターは、介護保険法等の規定に基づき、常勤職員（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）が必置とされていますが、にしわき北地域包括支援センター及びにしわき南地域包括支援センターにおいて、常勤職員の退職後、受託法人が採用活動を行っていますが、未だ常勤職員の採用が難しい状況です。

「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）」では、地域包括支援センターは、常勤職員の確保が必要としつつ、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的にセンター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする」とされていることから、非常勤職員の配置を可能とする常勤換算方法を導入し、地域包括支援センターの安定的な運営を確保するものです。

○西脇市における地域包括支援センター職員配置基準

職種 (各職種、準ずる者を含む。)	職員配置基準 (1センター当たり)
保健師	常勤1人
社会福祉士	常勤1人
主任介護支援専門員	常勤1人

- ・ 包括3職種に加えて、認知症総合支援事業に従事する認知症地域支援推進員1人を配置

2 常勤換算方法について

常勤換算方法とは、非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法です。

(1か月の計算式)

$$1 \text{ か月の非常勤職員の勤務延時間数} \div 1 \text{ か月に常勤職員が勤務すべき時間数} = \text{常勤換算数}$$

<例> 常勤職員が勤務すべき時間数が週40時間（4週160時間）

非常勤職員Aが4週96時間と非常勤職員Bが4週64時間の常勤換算数は、 $(96 \text{ 時間} + 64 \text{ 時間}) \div 160 \text{ 時間} = 1.0 \text{ 人}$ となり、非常勤職員Aと非常勤職員Bは、常勤換算 1.0人となります。

3 常勤換算方法の実施条件

- (1) 常勤職員を配置することが著しく困難であること。
- (2) 常勤換算方法の対象は、3職種のうち1職種とする。
- (3) 常勤換算数が1.0人であること。

4 常勤換算方法を実施するための手続き

- (1) 受託法人は、承認依頼を市へ提出し、次の内容について市と協議を行います。
 - ア 常勤職員を配置することが著しく困難な理由
 - イ 常勤換算方法によって配置しようとする職種及び期間
 - ウ 常勤換算方法によって配置する非常勤職員の保有資格及び勤務予定時間
 - エ 常勤職員・非常勤職員間の情報共有方法及び責任体制
 - オ 非常勤職員の人材育成方法
 - カ その他市が必要と認める内容
- (2) 市は、常勤換算方法によって配置を認める場合は、承認通知を发出します。
- (3) 西脇市介護保険運営協議会への報告
西脇市介護保険運営協議会に対して、常勤換算方法によって常勤職員に代えて複数の非常勤職員を配置することを報告します。
報告時期は、常勤換算方法による職員配置前が望ましいですが、配置後直近の運営協議会で報告することも可とします。

5 常勤換算方法適用開始時期

令和4年10月1日以降